

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正に伴う関係規程等の整理
に関する規程

(平成 26 年 10 月 6 日 規程第 49 号)

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正(平成 26 年 10 月 1 日規程第 4
7 号)に伴い、関係規程等の整理に関する規程を次のとおり定める。

(国立大学法人東京農工大学印章規程の一部改正)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学印章規程(平成 16 年 4 月 1 日 16 教規程第 72 号)の一
部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

東京農工大学大学院生物システム応用科 学府の印	事務局長付課長(生物システム応用科学府 担当)
----------------------------	----------------------------

」

を

「

東京農工大学大学院生物システム応用科 学府の印	小金井地区事務部生物システム応用科学府 事務室長
----------------------------	-----------------------------

」

に改める。

別表第 2 中

「

東京農工大学大学院連合農学研究科長の 印	府中地区事務部事務長補佐(連合農学研究 科担当)
東京農工大学大学院生物システム応用科 学府長の印	事務局長付課長(生物システム応用科学府 担当)

」

を

「

東京農工大学大学院連合農学研究科長の 印	府中地区事務部連合農学研究科事務室長
東京農工大学大学院生物システム応用科 学府長の印	小金井地区事務部生物システム応用科学 府事務室長

」

に改める。

別表第 3 中

「

国立大学法人東京農工大学分任出納役所属出納員の印 動物医療センター 領収(和暦による日付表示印)	府中地区事務部動物医療センター係長
---	-------------------

を

国立大学法人東京農工大学分任出納役所属出納員の印 動物医療センター 領収(和暦による日付表示印)	府中地区事務部農学部附属動物医療センター事務室総務係長
---	-----------------------------

に改める。

別表第4中

東京農工大学大学院生物システム応用科学府長の印	事務局長付課長(生物システム応用科学府担当)
東京農工大学大学院連合農学研究科長の印	府中地区事務部事務長補佐(連合農学研究科担当)

を

東京農工大学大学院生物システム応用科学府長の印	小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室長
東京農工大学大学院連合農学研究科長の印	府中地区事務部連合農学研究科事務室長

に改める。

(国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程の一部改正)

第2条 国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程(平成23年3月28日23規程第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第34条第4項」を「第34条第6項」に、「第35条第4項」を「第35条第5項」に改める。

(国立大学法人東京農工大学プライバシーポリシーに関する規程の一部改正)

第3条 国立大学法人東京農工大学プライバシーポリシーに関する規程(平成17年7月4日17教規程第35号)の一部を次のように改正する。

【別表1】及び同表の様式中「大学院連合農学研究科(府中地区事務部(連合農学研究科担当))」を「連合農学研究科(府中地区事務部連合農学研究科事務室)」に改める。

【別表1】及び同表の様式中「生物システム応用科学府(小金井地区事務部(BASE担当))」を「生物システム応用科学府(小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部改正)

第4条 国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程(平成16年4月7日16経規程第49号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

府中地区事務部事務長	府中地区事務部動物医療センター係長	農学部附属動物医療センターにおける収入金の収納事務
------------	-------------------	---------------------------

」

を

「

府中地区事務部事務長	府中地区事務部農学部附属動物医療センター事務室総務係長	農学部附属動物医療センターにおける収入金の収納事務
------------	-----------------------------	---------------------------

」

に改める。

別表第4の1中

「

府中地区事務部 連合農学研究科総務係長	連合農学研究科の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 契約書案及び関係書類の作成 (2) その他契約に附随する事務
------------------------	--

」

を

「

府中地区事務部 連合農学研究科事務室総務係長	連合農学研究科の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 契約書案及び関係書類の作成 (2) その他契約に附随する事務
---------------------------	--

」

に改める。

別表第4の2中

「

府中地区事務部 動物医療センター係長	動物医療センターの所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
-----------------------	----------------------------

」

を

「

府中地区事務部農学部附属動物医療センター事務室総務係長	動物医療センターの所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
-----------------------------	----------------------------

」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学文書処理要項の一部改正)

第5条 国立大学法人東京農工大学文書処理要項(平成17年12月28日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「府中地区事務部連合農学研究科」の次に「事務室」を、「小金井地区事務部生物システム応用科学府」の次に「事務室」を加える。

第5条第3号中「連合農学研究科」の次に「事務室」を加え、「事務長補佐(連合農学研究科担当)」を「連合農学研究科事務室長」に改め、同条第5号中「(連合農学研究科の所掌のものに限る。)」を「連合農学研究科事務室」に改め、「(地区事務部に置かれる職名にあつては、府中地区事務部事務長補佐(連合農学研究科担当)に限る。)」を削り、「府中地区事務部連合農学研究科」の次に「事務室」を加え、同条第6号中「生物システム応用科学府」の次に「事務室」を加え、「事務長補佐(生物システム応用科学府担当)」を「生物システム応用科学府事務室長」に改め、同条第7号中「(生物システム応用科学府の所掌のものに限る。)」を「生物システム応用科学府事務室」に改め、「(地区事務部に置かれる職名にあつては、小金井地区事務部事務長補佐(生物システム応用科学府担当)に限る。)」を削り、「小金井地区事務部生物システム応用科学府」の次に「事務室」を加える。

第11条第4項中「府中地区事務部連合農学研究科」の次に「事務室」を加える。

別表第1中

「

農工大農	農学府・農学部(FSセンターを除く。)、府中地区事務部学生支援室、府中地区事務部総務室及び府中地区事務部会計室の所掌に関する文書
------	--

」

を

「

農工大農	農学府・農学部(FSセンターを除く。)、府中地区事務部学生支援室、府中地区事務部総務室、府中地区事務部会計室及び府中地区事務部農学部附属動物医療センター事務室の所掌に関する文書
------	--

」

に、

「

農工大生	生物システム応用科学府の所掌に関する文書
農工大連	連合農学研究科の所掌に関する文書

」

を

「

農工大生	生物システム応用科学府及び小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室の所掌に関する文書
農工大連	連合農学研究科及び府中地区事務部連合農学研究科事務室の所掌に関する

」

文書

に改める。

(国立大学法人東京農工大学債権管理事務取扱要項の一部改正)

第6条 国立大学法人東京農工大学債権管理事務取扱要項(平成16年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

別表第1中

学生納付金の類	授業料債権	授業料収益	新入生	地区事務部事務長(大学院連合農学研究科にあっては、府中地区事務部事務長補佐(大学院連合農学研究科担当)、大学院生物システム応用科学府(以下「BASE」という。)にあっては、小金井地区事務部事務長補佐(BASE担当))	担当係長、課長補佐、室長又は事務長補佐	入学の日	在学者名簿(発生通知内訳書)
---------	-------	-------	-----	--	---------------------	------	----------------

を

学生納付金の類	授業料債権	授業料収益	新入生	地区事務部事務長(大学院連合農学研究科にあっては、府中地区事務部連合農学研究科事務室長、大学院生物システム応用科学府にあっては、小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室長)	担当係長、課長補佐又は室長	入学の日	在学者名簿(発生通知内訳書)
---------	-------	-------	-----	--	---------------	------	----------------

に、

休学、卒業・修了(学年の途中で卒業・修了した場合)	地区事務部事務長(大学院連合農学研究科にあっては、府中地区事務部事務長補佐(大学院連合農学研究科担当)、大学院生物システム応用科学府(以下「BASE」という。)にあっては、小金井地区事務部事務長補佐(BASE担当))	担当係長、課長補佐、室長又は事務長補佐	該当者名簿
---------------------------	--	---------------------	-------

を

休学、卒業・修了(学年の途中で卒業・修了した場合)	地区事務部事務長(大学院連合農学研究科にあっては、府中地区事務部連合農学研究科事務室長、大学院生物システム応用科学府にあっては、小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室長)	担当係長、課長補佐又は室長	該当者名簿
---------------------------	--	---------------	-------

に、

家畜診療の類	家畜治療債権	家畜治療収益	動物医療センターの診療・検査	府中地区事務部事務長	担当係長又は事務長補佐(動物医療センター担当)	請求書の発行が必要なとき	請求書の写 治療費支払確認書の写
--------	--------	--------	----------------	------------	-------------------------	--------------	---------------------

を

家畜診療の類	家畜治療債権	家畜治療収益	動物医療センターの診療・検査	府中地区事務部事務長	担当係長又は農学部附属動物医療センター事務室長	請求書の発行が必要なとき	請求書の写 治療費支払確認書の写
--------	--------	--------	----------------	------------	-------------------------	--------------	---------------------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学金庫管守要項の一部改正)

第7条 国立大学法人東京農工大学金庫管守要項(平成16年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

別表第1中

動物医療センター係長	会計室会計係長	出納員金庫
------------	---------	-------

を

農学部附属動物医療センター事務室総務係長	会計室会計係長	出納員金庫
----------------------	---------	-------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学宿舍貸与者等選考に関する要項の一部改正)

第8条 国立大学法人東京農工大学宿舍貸与者等選考に関する要項(平成16年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「事務局長付課長(大学院生物システム応用科学府担当)」を「小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年10月6日から施行し、平成26年10月1日から適用する。